

(趣旨)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合情報公開条例(平成11年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する書面は、行政文書開示請求書(様式第1号)により行うものとする。

(平21規則5・一部改正)

(開示決定等の通知)

第3条 条例第9条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる行政文書の開示に関する決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 行政文書の開示を可とする決定 行政文書開示決定通知書(様式第2号)

(2) 行政文書の一部を除いた部分につき開示を可とする決定 行政文書部分開示決定通知書(様式第3号)

(3) 行政文書の開示を否とする決定 行政文書不開示決定通知書(様式第4号)

(開示の可否の決定期間の延長に係る通知)

第4条 条例第9条第3項後段の規定による行政文書の開示の可否の決定期間の延長に係る通知は、行政文書開示決定期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

(事案移送通知)

第5条 条例第10条第1項の規定による事案移送通知は、事案移送通知書(様式第6号)により行うものとする。

(平21規則5・追加)

(電磁的記録の開示の方法)

第6条 条例第11条第2項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 管理者が保有する機器およびプログラムを用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力した物またはそれを複写した物の閲覧または交付

(2) 管理者が保有する機器およびプログラムを用いて再生することができる電磁的記録 当該電磁的記録または当該電磁的記録を複写した物を再生したものの閲覧、聴取または視聴

2 前項の実施機関が別に定める方法は、当該電磁的記録を録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写した物の交付が容易であるときは、同項の規定にかかわらず、当該複写した物の交付とすることができる。

(平20規則1・追加、平21規則5・旧第5条繰下・一部改正、平28規則4・一部改正)

(行政文書の取扱等)

第7条 行政文書の開示を受けた者は、当該行政文書を汚損し、または破損することがないように取り扱わなければならない。

2 管理者は、前項の規定に違反し、または違反するおそれのある者に対し、行政文書の閲覧を中止することができる。

(平20規則1・旧第5条繰下、平21規則5・旧第6条繰下)

(費用)

第8条 条例第12条ただし書に規定する写しの作成に要する費用は、別表のとおりとし、写しの送付に要する費用は、実際に送付に要する料金の額とする。

2 前項に規定する費用は前納とする。

(平20規則1・旧第6条繰下、平21規則5・旧第7条繰下・一部改正)

(写しの交付部数)

第9条 行政文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(平20規則1・旧第7条繰下、平21規則5・旧第8条繰下)

(情報公開審査会)

第10条 条例第14条第1項に規定する鯖江・丹生消防組合情報公開審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(平20規則1・旧第8条繰下、平21規則5・旧第9条繰下・一部改正、平28規則4・一部改正)

第11条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(平20規則1・旧第9条繰下、平21規則5・旧第10条繰下)

(審査会の庶務)

第12条 審査会の庶務は、消防本部総務課において処理する。

(平20規則1・旧第10条繰下、平21規則5・旧第11条繰下)

(運用状況の公表)

第13条 条例第17条の規定による運用状況の公表は、広報紙への掲載その他の適当な方法により行うものとする。

2 実施機関は、毎年5月31日までに、前年度における請求受理件数、開示件数、不開示件数その他の運用状況を記載した書類を作成して管理者に提出しなければならない。

(平20規則1・旧第11条繰下、平21規則5・旧第12条繰下)

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、管理者が別に定める。

(平20規則1・旧第12条繰下、平21規則5・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、施行日以後に開示請求のあったものについて適用する。

附 則(平成21年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

(平20規則1・全改)

情報の種類	区分	金額
文書・図画	複写機により複写する場合(単色)	1枚につき10円
	複写機により複写する場合(カラー)	1枚につき60円
	上記以外の方法により作成する場合	当該作成に要する費用
電磁的記録	印刷物として出力する場合(単色)	1枚につき10円
	印刷物として出力する場合(カラー)	1枚につき50円
	録音カセットテープに複写する場合	テープ1巻につき150円
	ビデオカセットテープに複写する場合	テープ1巻につき200円
	フロッピーディスクに複写する場合	ディスク1枚につき50円
	光ディスクに複写する場合	ディスク1枚につき100円
	上記以外の方法により作成する場合	当該作成に要する費用

備考

1 複写機により複写し、または印刷物として出力する場合は、日本工業規格A列3番の大きさ以内の大きさの用紙を用いるものとする。

2 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として枚数を算定する。

様式第1号

(平21規則5・全改)

様式第1号

行政文書開示請求書	
年 月 日	
殿	住 所 (法人その他の団体にあつては、事務所または事業所の所在地) 氏 名 (法人その他の団体にあつては、その名称および代表者名) 電話番号
鯖江・丹生消防組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。	
行政文書の件名 または内容	
請求の目的 (任意記載事項)	
開示の方法	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 (☐ 写しの郵送) ☐ 聴取 ☐ 視聴
※ 所 管 課	

注1 各欄の□には、該当する項目にレ印を記入してください。

2 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第2号

様式第2号

行政文書開示決定通知書	
第 号 年 月 日	
様	
鯖江・丹生消防組合 管理者	
年 月 日付けで開示請求のあつた行政文書について、次のとおり開示することに決定しましたので、鯖江・丹生消防組合情報公開条例第9条第2項の規定により通知します。	
行政文書の 件名または内容	
開示の日時	年 月 日() 午前 時 分 午後
開示の場所	
所 管 課	

注1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定された開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で所管課まで連絡してください。

様式第3号

(平20規則1・平28規則4・一部改正)

様式第3号

行政文書部分開示決定通知書	
第 号 年 月 日	
様	鯖江・丹生消防組合 管理者 
年 月 日付けで開示請求のあつた行政文書について、次のとおりその一部を除いた部分につき開示することに決定しましたので、鯖江・丹生消防組合情報公開条例第9条第2項の規定により通知します。	
行政文書の件名 または内容	
開示の日時	年 月 日() 午前 時 分 午後
開示の場所	
行政文書の一部 を開示することが できない理由	
※開示が可能に なる日	年 月 日
所 管 課	

注1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 指定された開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で所管課まで連絡してください。

3 ※印の欄には、開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときにその期日を記入していますので、その時点で開示を希望する場合は、この日以後に改めて行政文書の開示を請求してください。

教示 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として(訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は、管理者となります。)、提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第4号
(平20規則1・平28規則4・一部改正)

様式第4号

行政文書不開示決定通知書	
第 号 年 月 日	
様	鯖江・丹生消防組合 管理者 
年 月 日付けで開示請求のあった行政文書について、次のとおり開示しないことに決定しましたので、鯖江・丹生消防組合情報公開条例第9条第2項の規定により通知します。	
行政情報の件名 ま た は 内 容	
開示することが できない理由	
※開示が可能に なる日	年 月 日
所 管 課	

注 ※印の欄には、開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときにその期日を記入していますので、その時点で開示を希望する場合は、この日以後に改めて行政文書の開示を請求してください。

教示 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、鯖江・丹生消防組合を被告として(訴訟において鯖江・丹生消防組合を代表する者は、管理者となります。)、提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第5号

様式第5号

行政文書開示決定期間延長通知書	
第 号 年 月 日	
様	鯖江・丹生消防組合 管理者 印
年 月 日付けで開示請求のあつた行政文書について、鯖江・丹生消防組合 情報公開条例第9条第3項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知しま す。	
行政情報の 件名または内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長する期間	日間
新たな期限	年 月 日
延長の理由	
所 管 課	

様式第6号

(平21規則5・追加)

様式第6号

第 号
年 月 日

事 案 移 送 通 知 書

様

鯖江・丹生消防組合
管理者 印

年 月 日付けで開示請求のあつた行政文書について、鯖江・丹生消防組合情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

行政文書の件名 または内容	
移送をした実施機関	所管課名
移送を受けた実施機関	所管課名
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

注 この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。